改正後

目次
第一章　本省
第一節　内部部局
第一款～第三款　（略）
第四款　不動産・建設経済局（第四十二条―第四十三条の四）
第五款～第十七款　（略）
第二節～第四節　（略）
第二章・第三章　（略）
附則
（公文書監理・情報公開室並びに企画官、企画調整官、地方企画調整官及び総務調整官）
第六条　総務課に、公文書監理・情報公開室並びに企画官十三人、企画調整官十一人、地方企画調整官一人及び総務調整官二人を置く。
2～5　（略）
6　地方企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
7　（略）
（公共事業予算執行管理室、監査室、公共工事契約指導室及び契約制度管理室並びに企画官、会計管理官、予算調整官及び施設管理専門官）
第八条　会計課に、公共事業予算執行管理室、監査室、公共工事契約指導室及び契約制度管理室並びに企画官二人、会計管理官、予算調整官及び施設管理専門官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）
6　公共工事契約指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所の行う工事、工事の設計及び工事管理並びに工事に関する調査に係る入札及び契約の改善に関する事務の運営の指導及び改善に関すること（国土交通省設置法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち同法第四条第一項第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第五十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに同法第三十一条第一項第六号に掲げる事務を除く。）。
二　公共事業の入札及び契約の改善に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
7　公共工事契約指導室に、室長を置く。
8～13　（略）
第九条　削除

改正前

目次
第一章　本省
第一節　内部部局
第一款～第三款　（略）
第四款　土地・建設産業局（第四十二条―第四十三条の四）
第五款～第十七款　（略）
第二節～第四節　（略）
第二章・第三章　（略）
附則
（公文書監理・情報公開室並びに企画官、企画調整官及び総務調整官）
第六条　総務課に、公文書監理・情報公開室並びに企画官十三人、企画調整官十一人及び総務調整官二人を置く。
2～5　（略）
（新設）
6　（略）
（公共事業予算執行管理室、監査室及び契約制度管理室並びに企画官、会計管理官、予算調整官及び施設管理専門官）
第八条　会計課に、公共事業予算執行管理室、監査室及び契約制度管理室並びに企画官二人、会計管理官、予算調整官及び施設管理専門官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）
（新設）
6～11　（略）
（公共工事契約指導室及び地方企画調整官）
第九条　地方課に、公共工事契約指導室及び地方企画調整官一人を置く。
2　公共工事契約指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所の行う工事、工事の設計及び工事管理並びに工事に関する調査に係る入札及び契約に関する事務の運営の指導及び改善に関すること（国土交通省設置法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち同法第四条第一項第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第五十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号から第百三号ま